

【事務局からのお知らせ】

緊急事態宣言の発令にともない、新型コロナウイルス感染症の感染防止徹底のため、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）を実施する日がございます。

当面の間、原則として事務局メールアドレスにお問合せいただきますようお願い申し上げます。

事務局アドレス：maf-jgs@mynavi.jp

なお、期間は緊急事態宣言における実施期間の5月6日までの1カ月間を想定しておりますが、状況によっては変更もあり得ますのでご理解の程お願い申し上げます。

2020年4月8日

日本緑内障学会事務局